

## 新潟県条例第18号

新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例（平成17年新潟県条例第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(公表) <b>第14条</b> 知事は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項を公表することができる。 (1) (略) (2) 知事が、 <u>法第18条の19</u> の規定による命令をしたとき 基準に適合しない作業が行われている旨 (3)・(4) (略)	(公表) <b>第14条</b> 知事は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項を公表することができる。 (1) (略) (2) 知事が、 <u>法第18条の18</u> の規定による命令をしたとき 基準に適合しない作業が行われている旨 (3)・(4) (略)

### 附 則

この条例は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。